

## 「令和元年度 第2回高知県総合教育会議」

開催日 令和元年9月5日(木) 15:00~17:00

場所 高知サンライズホテル 2階「向陽」

---

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回高知県総合教育会議を開催いたします。私は議事進行を担当いたします、高知県総務部長の君塚と申します。よろしくお願い申し上げます。以後、座って進行させていただきます。

本日もすけども、森下委員が所用のためご欠席をされておりますのでご報告いたします。本日の会議ですが、教育大綱のこれまでの取組の分析・評価、次期大綱の方向性などについてご協議いただきたいと思いますと考えております。

では、まず開会に当たりまして、尾崎知事からご挨拶を申し上げます。

(尾崎知事)

それでは、第2回の高知県総合教育会議を開催するに当たりまして、ご挨拶をさせていただきます。今日は教育委員会の皆様とこういう会議の場をもうけさせていただきました本当にありがとうございます。大変ご多忙の中、お時間を割いていただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

この教育大綱でありますけれども、いよいよ来年の4月に向けて新たな改定をしていかなければならないという段階であります。これまでの教育大綱の取組についての総括をし、そして、どういう形でさらにバージョンアップしていくべきなのかということについての骨太な議論がこれから求められていくこととなります。そういうことで、本日、これまでの取組の進捗状況、取組の分析・評価を行って、そして、それを踏まえて次期大綱に向けた方向性についての議論をスタートさせていただくということとなるわけでありまして、私もこれまで12年間皆様には大変お世話になりまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思いますが、平成19年に就任しましたとき、学力、本当に厳しい状況でありました。そしてまた翌年以降、体力テストにしても、さらには徳育に関係するデータにしても大変厳しいデータが高知県の場合並んでいたわけでありまして、本当に多くの皆様方の真摯な取組によって随分と改善が見られるようになってきました。小学校については学力は全国上位、中学校についても図抜けて低い46番でありましたものが39番まで改善をしてきた、これは本当に大きなことだろうと思います。タテ持ちの取組を徹底して、学校の現場にOJTを導入し、厳しい環境にある子どもたちに対する対策をしっかりと行っていく、そういう取組が積み重なってきた結果ではないかと思っております。また、あわせまして体力の問題についても、徳育の問題についても改善傾向の見られるものも多いわけでありまして、しか

しながら、他方で、不登校については引き続き過去最高を更新していつている。全国的な傾向でもありますけれども、それを上回る形で高知県の場合は不登校が増えてきている。チーム学校の取組を学力面や徳育面でもこれまでいろんな形で補強してきてはいますけれども、こういう取組について、果たしてもう一段どういことをすべきなのかということについて、ぜひこの総合教育会議の場で議論をキックオフさせていただいて、それを次回の総合教育会議までさらに検討を深め、さらに言えば、新しい次年度予算、そして新しい大綱に確実に反映させていく、そういう良い流れを作っていくことができればと思う次第です。

私も今期で退任をさせていただきますけれども、12月6日まで知事でありますので、それまでの間は皆様とともにぜひ議論を交わさせていただければと思う次第でございます。

本日はまたご多忙のところおいでいただきましてありがとうございました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは議事に従って進めさせていただきます。まず議事の1、令和元年度施策の進捗状況等について事務局から説明をお願いいたします。なお、この内容につきましては、次の議題と関連いたしますので、協議については次の議題と併せて行いたいと思います。では事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料1-1をご覧くださいませでしょうか。教育等の振興に関する施策の大綱の主な施策の進捗状況等ということでまとめております。まず目次のほうでございますが、これは本年度の取組状況についての進捗管理ということで、その取組状況の報告をさせていただきます。目次でございますようにチーム学校の構築としての項目。また、取組の方向性2として、厳しい環境にある子どもたちへの支援。そして地域との連携・協働、就学前教育の充実、生涯学び続ける環境づくり、基盤となる教育環境の整備というふうな大きな項目に添っての取組状況でございます。

大部にわたりますので、ポイントだけご説明をさせていただきます。まず1ページをご覧ください。チーム学校の構築のうち、学校の組織マネジメント力の強化ということで、本年度もこれまでの取組として様々、教育研修会、協議会等を行ってまいりました。6月からの変更点としましては、下線を引いてあるところでございます。一番右側、小・中学校のところにありますように、この下線部分、組織的に取り組むことへの意識は高いものの、学力面で成果が見られない学校があり、学校経営計画に基づく学校運営の質を向上させる必要があると。こうしたことについて、今後の方向性でございますが、全国学力・学習状況調査の結果、こちら7月末に公表されておりますが、こうした結果に基づき、教育事務

所長、学校経営アドバイザー等が訪問を行い、課題改善に向けた今後の取組について指導・助言を行うというようなこととしております。

次に3ページをご覧くださいませでしょうか。こちらについては、県と市町村教育委員会の連携・協働に係る学力向上の取組でございます。学力向上推進室による訪問指導の実施等を行ってまいりました。今後の課題と方向性ですけれども、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現には至っていない部分があり、また、今後の授業のさらなる質の向上が求められるというところでございます。各学校で全国学力・学習状況調査の結果分析等を行い、改善のためのPDCAサイクルを回していく。また、それとともに、指導主事が訪問した際に、その取組状況について確認をすることとしているところでございます。

4ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは英語教育の推進に向けた取組についての進捗でございます。こちらにつきましても、全国学力・学習状況調査の結果、一番右側の2つ目の黒丸でございますように、この学力調査の結果から、中学生の発信力に課題が見られるということが明らかになっております。こうしたことから、授業での4技能テスト集の効果的な活用、授業づくり講座や学校訪問を通して周知・徹底を図るということとしております。

次に12ページをご覧くださいませだと思います。こちらにつきましても、厳しい環境にある子どもたちへの支援ということで、不登校の予防と支援に向けた取組ということでございます。今年度も様々取組を行ってきたところでございますが、右側のページの下の方の2つの黒丸でございますように、組織的な対応というのが進んできているところですので、気になる兆候の見え始めた児童生徒の情報共有、校内支援会での確認、こうした体制づくりについてさらなる必要性が確認されているというところでございまして、一番下の矢印のところですので、校内支援会の定期的な実施の定着を図るとともに、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を促進し、支援の質的向上を図る。また、児童生徒の情報を早期に校内支援会に収集できる工夫を進めるということとしております。

22ページをご覧くださいませでしょうか。基盤となる教育環境の整備ということで、本年度、教育センターから、高等学校に対する遠隔授業の配信について進めてまいりました。この右側のところでございますように、遠隔教育システムの円滑な運用に向けた取組ということで、2つ目の黒丸でございますが、各学校のニーズに応じた進学補習講座、資格試験講座の実施ということで、これから57回を予定しているところでございます。こうした取組を今後進めていくこととしているところでございます。

大部にわたりますので割愛させていただく部分がございますが、全体として下線部が6月からの進捗になっておりますので、またお時間がある際にごらんいただければと思っております。

資料1-1の説明については以上でございます。

(司会)

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、次の議題と併せて協議をお願いしたいと思います。

次の議題ですけれども、(2) 教育等の振興に関する施策の大綱のこれまでの取組の分析・評価について、さらにその次の(3) 総合的な不登校対策についてで、この2つは内容関連いたしますことから、併せて説明いただいて、全体を通して協議を行いたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料の2-1をご覧くださいと思います。今回、教育大綱の評価・分析ということでございますが、まずそれに至るまでのここ十数年の取組状況について、資料としてまとめさせていただきました。先ほど知事からもございましたように、この平成19年の状況、知・徳・体、それぞれ学力についても、生徒指導上の状況につきましても体力につきましても、全国でも最下位のグループにあるということで、全国最低水準で危機的な状況にあったというところでございましたが、こうしたことに改善に向けた教育改革を推進するというので、平成20年からは学力向上・いじめ問題等対策計画という形で重点的に取り組み、緊急的な取組を行いまして、単元ごとの学習状況のチェックですとか、放課後の学びの場の充実、こうしたものに取り組んでまいりました。また、平成24年度からは教育振興基本計画において重点プランとして掲げ、PDCAサイクルの構築等、学校における質的な改善に努めてまいりました。

ページをおめくりいただきまして、この間、まだ様々な課題として残っておったところですが、教育再生実行会議において尾崎知事が委員にご就任され、「教育委員会制度のあり方」について提言をなされました。そして、その結果としまして、地教行法が改正されまして、総合教育会議と教育大綱の策定というものが法律上位置付けられたところでございます。その後、総合教育会議において知事と教育委員会が6回にわたり議論をし、教育大綱ということで平成28年3月、「教育等の振興に関する施策の大綱」を決定し、ここまで取組を進めてきたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、ここの教育大綱の考え方、重点を置いた部分でございますが、まず基本理念としまして、目指すべき人材像、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」という基本理念の下で、5つの取組の方向性、チーム学校の構築、厳しい環境にある子どもたちへの支援、地域との連携・協働、就学前教育の充実、生涯学び続ける環境づくりと、こうした5つの方向性に基づく取組を進めてきたところでございます。

次のページに、この教育大綱に掲げました定量的な基本目標について掲げているところ

でございます。この達成状況等につきまして、次の資料 2-2 に基づいてご説明をさせていただきます。資料 2-2 をご覧ください。まず 1 番、1 ぽつとして基本目標の達成状況、2 ぽつ以降が主な施策の分析・評価という構成となっております。

まず 2 ページ目をご覧ください。この教育大綱に基づく施策の取組としての基本目標についての状況でございます。ご案内のとおり、この下の黄色の部分でございますが、小・中学校の学力、これにつきましては 19 年度から改善傾向にある。小学校につきましては、近年、国語の伸び悩みというものは見られますけれども、引き続き全国上位に位置している。また、中学校につきましても全国平均まであと 1 歩という状況まで迫っているというところでございます。英語につきましては、今回初めて調査がありましたが、全国平均との差がありましたので、課題として見られているところでございます。

次に右側のページ、知の状況につきまして、高等学校の状況でございます。こちらにつきましては、令和元年度 3 年生の学力定着把握検査結果に見ますと、D3 ゾーンの生徒の割合というのは 24.2% となり、前年度から大きく減少している、効果が見られている、成果が上がっているという状況が見てとれるところでございます。

4 ページご覧いただけますでしょうか。徳の評価に係る部分でございます。こちらにつきましては、下の黄色囲みの中にご覧いただけますように、暴力行為発生件数は、全国平均との差は縮まりつつあるものの、改善までは至っていない。また、不登校児童生徒数につきましては、小・中学校は、平成 25 年度以降、高知県、全国共に増加傾向にあり、まだこちらについては課題が見られるという状況でございます。

次に、右側のページ、5 ページ目をご覧ください。同じく徳の分野で、この児童生徒の道徳性等に関する分野でございます。下の黄色囲みにご覧いただけますように、平成 19 年度調査と比較しますと、こちらの項目につきまして、いずれの分野においても肯定的な回答を行った児童生徒の割合が増加しているという結果が見てとれるところでございます。

6 ページ目をご覧ください。体力に関する状況でございます。こちらにつきましても、平成 20 年度当初と比較しますと、小・中学校は、ほぼ全国水準に達しているということで、ここまで改善が見られているところでございます。

続きまして、7 ページ以降、主な施策の分析・評価ということで 8 ページ、9 ページ目をご覧ください。

チーム学校の構築ということで、知の課題・対策に関する小・中学校の取組の分析・評価でございます。ページの構成としましては、左側のページに主な指標の状況・分析。また、右側のページの真ん中のところにこれまでの主な取組、そして一番右に評価として、これまでの成果、真ん中に課題、そして一番下に今後の方向性というような構成で記載をさせていただきます。時間の関係もございまして、特に評価のうち、成果、課題、今後の方向の部分について中心にご説明をさせていただきます。

チーム学校の構築の小・中学校の知の課題・対策につきましては、「教科のタテ持ち」「教科間連携」等を導入し、日常的な OJT を活性化させることによって、特に中学校において

は、ほぼ全ての中学校において、教員同士の学び合いの仕組みを構築することができました。また、次のぼつにございますように、新指導要領に向け、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善も着実に進んでいるところをございますし、平成 29 年度から実施しております教材研究、授業研究セットで行う「算数・数学授業づくり講座」の実施、その成果が全国学力・学習状況調査の結果にも結び付いているというような成果があるということをございます。

一方、課題としまして、小学校において組織的な OJT 機能が弱い学校が見られることで、さっきも触れましたように英語につきましては、4 技能の総合的に活用できる力を身につけさせる必要があるということがまた明らかになっております。

それらを踏まえての今後の方向性をございますが、これまでの取組を更に強化・充実させること、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と授業力向上のための授業づくり講座の拡充、また、今年度より小学校において導入しました「メンター制」を活用した OJT システムについて、対象校を拡充していくとともに、中学校へも導入していく。さらに、英語につきましては、この学力調査の結果を分析した上で、教材研究及び授業研究における効果的な対策を講じていくという方向性としております。この下の矢印、資料 4-2 の第 2 期大綱の方向性について、資料 4-2 につきましては後ほどまた詳細をご説明させていただきますが、今後の方向性につきましても 5 つの柱を構築してございます、これらの評価・分析を踏まえた形でこの 5 つの柱の、今後の方向性に記載をしているところをございます。

では、各施策の取組の評価・分析に戻らせていただきまして、10 ページ、11 ページをご覧いただけますでしょうか。チーム学校の構築、知の課題・対策に関する高等学校・特別支援学校の取組状況をございます。表の一番右側の評価の中にある成果をございますが、平成 30 年度からの学校支援チームによる訪問指導・助言などを通じて、管理職のリーダーシップの下、組織的な取組を進めている学校が増えている。また、大学進学に関するセミナーですとか、教員の研修等の実施により一定の成果が表れているというところもございます。また、各学校における地域企業との連携によるインターンシップ等の開催についても一定進んでいるところをございます。

一方、課題としましては、PDCA サイクルを意識した学校の組織的な指導体制について更なる充実が必要であること。さらに、進路希望も多様化する中で、一人一人に応じたきめ細かな指導・支援が一層求められるということが明らかになっております。

こうしたことを踏まえて今後の方向性をございますが、新たに導入されます「高校生のための学びの基礎診断」等を活用し、PDCA サイクルによる授業改善の取組を徹底すること。また、学校支援チームの訪問指導・助言等の充実をさらに図っていくこと。さらに探究的な学習活動の充実を図るため、地域と連携して取り組む地域協働学習を推進すること。さらには、新しい時代に対応した産業教育の方向性について、大学や産業界等の関連機関とも連携して検討することとしております。

12 ページ、13 ページをご覧ください。徳の課題・対策のうち、児童生徒の道徳性等の向上に関するものでございます。成果にございますように、道徳の授業の質的転換、地域ぐるみの道徳教育の充実の効果によりまして、教科道徳の授業研究については充実が図られてきたところでございます。

一方、課題の部分でございますが、人権教育につきましては、地域や学校間で取組に差が見られること。また、開発的・予防的な生徒指導については、効果的な取組の普及が十分進んでいないこと。さらに、道徳教育、人権教育、生徒指導の基盤としての学級経営・ホームルーム経営が十分でない状況が見られるということが明らかになっております。

こうしたことを踏まえまして、今後の方向性としましては、「考え、議論する道徳」の授業を普及するための授業づくり講座の充実を図ること。また、地域ぐるみの道徳教育を推進するため、市町村教育委員会との連携を強化すること。さらには、人権教育の充実に向けては、人権教育推進プランの改定を行うとともに、プランに定める取組を着実に推進していくこと。こうしたことなどを今後の方向性として想定しているところでございます。

次に 14 ページ、15 ページをご覧ください。生徒指導上の諸課題の改善に向けた対策でございます。まず、成果の部分でございますが、重点支援校への訪問指導等の実施により校内支援会の定期的な実施、こうしたものについては一定定着するとともに、スクールカウンセラー等の外部専門家の活用等も増加してきており、こうしたことから組織的かつ計画的な支援の充実が図られているところでございます。また、この生徒指導上の諸課題の未然防止に向けまして、学校間、校種間での情報の引継ぎ、共有の仕組みづくりなど小・中連携の取組は進んできている。また、いじめ防止に向けましても、様々な取組の成果によりまして教職員の理解は一定程度進んでおり、早期発見、早期対応につながっているといたった成果が見られるところでございます。

一方、課題としまして、児童生徒の情報が校内支援会に早く上がって早期支援の実施につながる仕組みづくりが必要であること。さらに、暴力行為の発生件数が大きく増加しておりますことから、小学校における対策が急務となっていくことが挙げられております。

今後の方向性としましては、支援の必要な児童生徒の情報を組織内・校種間で確実に共有し、早期に適切な支援につなげるため支援シートの活用、スクールカウンセラー等の効果的な活用など、校内支援会のさらなる充実を図ること。また 2 つ下のぽつでございますが、家庭に対する福祉面からの支援の充実や医療との連携強化、地域全体で子供を見守る仕組みづくりなど、支援を要する子供や家庭、地域、社会全体で支える仕組みを一層推進することなどとしております。

次に 16 ページ、17 ページをご覧ください。チーム学校の構築、体の課題・対策に関してでございます。成果の部分でございますが、副読本や指導教材の活用によりまして、体育の授業改善が確実に進んできているところでございます。また、運動部活動支援員に加えまして、運動部活動指導員などの外部人材の積極的な活用というものも進んでいるところでございます。

課題としましては、授業の改善は一定進んでいるところですが、授業外でも運動好きの児童生徒を増やしていくための工夫が必要であること、また、健康教育の副読本の活用も進んでおりますが、いまだ朝食の摂取率の低下、肥満傾向児の出現率の上昇など課題がございますことから、この対応が必要であること。

今後の方向性として、まず、体の部分についてはこれまでの取組をしっかりと継続し、この運動習慣の定着に向けた取組を進めていくこと。健康教育につきましては、副読本を活用し、保護者等も含め正しい生活習慣への意識を高める必要があることとしております。

次に 18 ページ、19 ページをご覧ください。知・徳・体に共通する課題・対策として、こちらでは学校組織マネジメント力の強化等について記載をしております。成果として、「管理職等育成プログラム」を修了した校長の割合、約 8 割がこれで終わりまして、一定マネジメントの考え方が定着してきているということ。また、学校経営アドバイザーによる重点的な訪問支援によりまして検証・改善のサイクルの定着が見られること。また、高校、特別支援学校では学校支援チームによる訪問指導の実施により組織的な指導の改善が進んでいること。さらには、外部・専門人材の配置が進んでおり、児童生徒への効果的な指導支援や教員の業務負担の軽減につながってきているという成果が上がっております。

一方、課題として、新たな時代に必要となるカリキュラム・マネジメントの充実、また、そのための OJT の充実、教員の働き方改革の推進など各学校におけるチーム学校としての組織マネジメント力の一層の向上が求められているところでございます。また、外部・専門人材の配置拡充を図る上で、人材の確保というのが難しいということが共通の課題として挙げられております。

こうしたことを踏まえまして、今後の方向性でございますが、管理職としての力量形成を図るために研修プログラムの整理及び研修体系の再編を検討し、研修のさらなる充実を図ること。また、PDCA サイクルに基づく組織マネジメントの充実を図るため、学校経営アドバイザー、学校支援チーム等による訪問指導・助言を継続すること。外部・専門人材の配置につきましては、配置・運用の工夫も行うことによって効果的な活用につなげていくことなどを方向性としております。

次に、20 ページ、21 ページをご覧ください。教員の働き方改革の推進に関することでございます。成果としましては、ICT やタイムカード等による適切な勤務時間管理の仕組みが整ってきている状況でございます。また、専門スタッフや外部人材の活用についても進み、教員の負担軽減につながっているという成果が上がっております。

一方、課題としましては、この時間外勤務が多い教員の固定化の傾向が見られることや、外部人材の配置につきましても、人材確保の問題等によりまして、全ての学校には配置ができていないということ。さらには、教員一人一人の意識改革が必要になりますので、そういったことについてセルフマネジメントをしていく必要があるということが課題として挙げられております。



今後の方向性としましては、「学校組織マネジメント力の向上」、「業務の効率化・削減」、「専門スタッフ・外部人材の活用」、この3つの柱の下で市町村教育委員会、学校と連携しながら着実に取組を進めていくこと。また、管理職を対象にしたマネジメント研修の実施や、業務効率化に関する推進校での取組成果の情報提供などを図っていくこと。さらには、1つ飛ばした下のぼつですけれども、年内に「高知県立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定しまして上限の目安時間を遵守するよう取り組んでいくこと、こうしたことを方向性としております。

次 22 ページ、23 ページをご覧ください。特別支援教育の充実に関することでございます。成果としましては、小・中学校における校内支援体制について、特別教育支援巡回アドバイザーによる訪問指導を取り組んだ結果として、個別の指導計画を活用した組織的かつ継続的な取組が行われるようになってきたところでございます。また、この特別支援教育の免許取得、外部専門家の活用による専門性の向上、そうしたものによる授業改善にもつながっているという成果が上がっております。

一方、課題としまして、校内支援会を中心とした組織的な取組が十分でない学校が一部あること。また、引継ぎシートについての理解不足等がまだあること。さらには、特別支援免許状の取得状況がまだ十分とは言えないというような課題があるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今後の方向性としましては、特別支援教育コーディネーターとの連携をさらに深めていくとともに、口頭だけでなく文書を活用した引継ぎの意義、活用事例について周知を徹底すること。また、さらには、教員の免許取得計画に沿った認定研修の受講を促進すること。こうしたことを方向性として掲げております。

次に 24 ページ、25 ページをご覧ください。厳しい環境にある子どもたちへの支援の項目に関する就学前の課題・対策でございます。まず、成果としまして親育ちに関する園内研修を通じて学びを積み重ねるとともに、親育ち支援担当者の配置が進んできているということがございます。また、1つ下のぼつですけれども、多機能型保育支援事業実施園では民生委員等地域と連携した活動が充実してきているということが成果として上がっております。

一方、課題としましては、親育ち支援担当者の配置が進みつつありますけれども、この園務分掌に位置付けられているところがまだ少なく、十分ではないということ。また、子育て支援についての役割は保育所本来の機能ではございますが、人材不足等によって業務負担への懸念から事業実施に慎重な園があること。

こうしたことも踏まえまして、今後の方向性としては、親育ち支援担当者の役割を明確化し、園内では親育ち支援体制を充実させるために、他園の取組成果等の情報を発信し横展開を図ること。また、多機能型保育の実施園の拡大といった取組を強化していくこと。こうしたことを方向性としております。

次 26 ページ、27 ページをご覧くださいませでしょうか。厳しい環境にある子どもたち

への支援のうち、就学後の課題・対策に関するものでございます。まず成果としまして、全ての小・中学校区での放課後等の学習支援が実施されるようになっております。また、その下のぼつにありますように、民生・児童委員の参画を得た子どもの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の設置数も着実に増えるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置についても進めているというところでございます。

一方、課題としまして、どの機関にもつながっていない不登校生徒を始めとして支援が十分に届いていない児童生徒や保護者が一定数いること。

今後の方向性としてしましては、資料3でもご紹介させていただきますが、特にこのアウトリーチ型の支援体制の強化についても対応が必要というふうに考えておりますし、一番下のぼつにありますように、心の教育センターの機能をサテライトのような形で設置についても検討を行うということ。こうしたアウトリーチ型の体制について検討が必要であるという方向性としております。

次、28ページ、29ページをご覧ください。地域との連携・協働に関するものでございます。成果としましては、地域学校協働本部、コミュニティ・スクール、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の設置が着実に進んできているというような成果が見てとれますし、先ほども触れました高知県版地域学校協働本部の設置についても進んでいるところでございます。

あと、課題としまして、活動の内容について、地域や校区によって差が見られるといったようなところでございます。

今後の方向性としてしましては、地域と学校のつなぎ役となり、この活動内容の質を高めるための地域コーディネーターについても確保を進めるとともに、この高知県版地域学校協働本部の設置促進を図っていくというような方向性としております。

続きまして、30ページ、31ページをご覧ください。就学前教育の充実に関するものでございます。成果としましては、平成28年に「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定し、この周知・啓発を行ってきたことによりまして、関係者における理解が一定進んだところでございます。

一方、課題としましては、引き続きPDCAサイクルの継続により、指導方法の確立につなげていく必要があるということ。また、保幼小接続期実践プランに基づくカリキュラムの作成が進んでおりますが、一方でこの地域の実態に応じた差がありますので、この実施・改善が求められているというところでございます。

今後の方向性としてしましては、このガイドライン等に基づく活用を促進するという事とともに各園の実態に応じた保育内容の充実を図ること。また、保幼小連携推進支援事業ではモデル地区における成果や課題を基にして、県内に効果的な取組や支援を周知、啓発していくこと。さらには、保育人材の不足によりまして、主にこの0～1歳児の年度途中の入所に対応できてないことが待機児童の発生につながっていることから、保育者の処遇改善、

また保育所等における人材確保対策を強化することにより、待機児童の解消を図ることを方向性としております。

32 ページ、33 ページをご覧くださいと思います。生涯にわたって学び続ける環境づくりに関するところがございます。成果としましては、オーテピア高知図書館につきましては、県民の「知りたい、学びたい」に応える知の拠点として多くの方に利用いただいているという状況でございます。

一方、課題としまして、社会教育の活性化、また地域の教育的風土を醸成していくことが必要であること。また、生涯学習の観点から、この県民の多様なニーズに応えられるよう情報提供機能を強化する必要があるところがございます。

こうしたことを踏まえた今後の方向性として、地域全体で子どもたちの成長を支える社会教育の在り方について検討をし、実施していくこと。また、社会を生き抜く力を育成するため青少年教育施設の活用事業、また長期宿泊活動への支援を通じて魅力的な体験や学びの機会を提供していくこと。さらに大学や民間と連携した生涯学習講座を一元的に提供するポータルサイトを構築すること。オーテピア高知図書館の機能強化に取り組むこと。さらには、令和2年度には、高知県文化財保存活用大綱を策定することとしておりまして、この大綱の策定を通じて市町村に対し、文化財保存活用地域計画策定を促すこととしておりまして、こうしたことを通じて、生涯にわたって学び続ける環境づくりを進めていくこととしております。

34 ページ、35 ページをご覧くださいと思います。その他の重要施策として、県と市町村教育委員会との連携・協働に係る取組状況の評価・分析でございます。成果としましては、教育版「地域アクションプラン」の取組によりまして各市町村の施策のマネジメント力が着実に高まってきているというところが見てとれます。また、学力向上に向けた高知市教育委員会との連携による指導体制の構築につきましては学力向上推進室の設置、また授業改善の取組を通じまして、教科担当教員全体の意識の向上が見られるというところがございます。また、実際に全国学力・学習状況調査におきまして、規模の大きな学校でありながら県内の上位に位置する学校も出てくるなど、顕著な成果も見えてきているところがございます。

一方、課題として、学力向上推進室の取組を十分に活用することができていないところもございますので、こういったところにきめ細かく対応していくことが必要であるということです。

今後の方向性として、各学校の実態を把握して、より効果的な訪問指導、を実現するために、訪問指導の在り方を研究、検討、評価をしていきまして、改善のための具体策を提案、実行していくこととしております。

最後になりますが、36 ページ、37 ページでございます。安全・安心で質の高い教育環境の実現に向けた取組でございます。取組の成果でございますが、県立学校施設の構造体の耐震化、これにつきましては平成30年度に全て完了することができました。非構造部材の

耐震化についても現在、おおむね予定どおり進捗しているというところでございます。また、防災教育につきましても、高校生津波サミットの取組を通じて生徒の意欲向上につながっているというところでございます。再編振興計画の関係でございますが、この高等学校の統合につきましても、おおむね順調な進捗が見られること、さらには校務支援システムの導入に関するものにつきましても、平成29年度には、県立学校全体に導入が進んでおりまして、令和2年には全市町村へ統一的なシステムが導入される予定となっております。

今後の課題でございますが、非構造部材の耐震対策について、令和2年度完了に向けた取組を徹底すること。また、自転車の安全利用につきまして、ヘルメット着用に向けた啓発等を行っていくことが必要であります。

また、こうしたことを踏まえまして今後の方向性でございますが、学校施設の関係につきましては、今後、進捗管理の徹底と計画的な発注を行うこと。また、安全教育に関しまして、自転車の安全利用の意識向上のための効果的な広報、啓発を行うこと。さらに令和3年度、高等学校の再編計画でございますが、高知国際高等学校の開校に向けて、国際バカロレア DP 認定、体制の検討の準備を進めること等を予定しているところでございます。

長くなりましたが、資料2-2の説明につきまして以上でございます。

#### (事務局)

続きまして、資料3について人権教育課から説明をさせていただきます。A3の横長のものになっております。よろしくお願いいたします。

不登校状態にある児童生徒につきましては、学校に行きたいけれども行くことができない、それと、学校に行きたくないという2つの観点から、これまでの調査や学校訪問から得られた要因や傾向等を併せて整理、分析をいたしました。学校に行きたいけれども行くことができないと感じている児童生徒には、例えば、保護者の養育放任等により家庭環境が不安定であったり、保護者の過干渉などからちょっとしたことで欠席していると考えられるケースが見られます。また、友人と気まづくなり仲良くできずにいるため学校に行きづらくなったり、クラスや学校になじめず居場所を感じられなくなったり、勉強が分からなくなり苦痛に感じたりすることなどから、不登校の要因やきっかけとなっている場合が見られます。次に、学校に行きたくないと感じている児童生徒は、人前に出ると過度に緊張して疲れたり、人との関わりが苦手で会いたくないと思っている、学校よりもネットやゲームに興味があることなどから、本人が不安や無気力となるケースといったものが見られます。そして、これらの要因が複合的に関連し合っているケースや、時間の経過によって要因やきっかけが変わったケース、不安や無気力等について本人や保護者も理由がはっきりしないといったケースも多く見られます。このように不登校に至る児童生徒の要因が複合的ではありますが、その主たる要因に対応しただけでは不登校状態の解消や支援に十分な効果が得られていないという状況がございます。そのため、様々な要因に対して総合的に漏れなく対応していくということが重要であると考えております。

そこで、こうした要因や傾向を踏まえまして、資料に縦でお示しをしておりますけれども、①新たな不登校が生じないような学校づくりから、一番下のところに⑥とございますけれども、⑥の不登校児童生徒を抱える家庭への支援までの、6つの取組の方向性で整理をするとともに、3つの段階、1つ目は、緑の部分で示しておりますけれども、新たな不登校を生じさせない魅力ある学校づくりを進める未然防止。そして2つ目が不登校児童生徒、家庭に対して確実に支援の手が届くような初期対応。そして、3つ目が既に不登校の状態にある児童生徒については、学校以外の多様な学習環境を確保する自立支援。この3段階で取組をまとめました。

その中で今後、特に充実、強化を図る部分につきまして説明をさせていただきます。未然防止、初期対応のところにお示しをしておりますけれども、チーム支援・切れ目のない支援の強化のところをご覧ください。まず、早期の情報共有についてでございます。この早期の情報共有のため、統合型校務支援システムを活用いたします。知事にご出席をいただいております、いじめ問題対策連絡協議会での議論にもありましたように、現在の学校教育では子どもたちの僅かな変化や気になることを教職員で情報共有するということが重要となっております。今回、県内の学校に導入をいたします統合型校務支援システムでは、成績処理等の事務作業だけではなく、教職員が気付いた情報を共有することができるようになります。教職員が児童生徒間のトラブルや欠席情報、あるいは日頃と違った表情や態度の変化など、児童生徒の気になる情報を入力し、それを管理職や養護教諭が随時確認をするなど、今後このシステムを効果的に活用することで、早期の情報共有が可能になり、校内支援会の強化や学校全体の指導体制の充実につなげていきたいと考えております。

次に、中ほどにございますけれども、心の教育センターの機能強化についてでございます。先ほど、菅谷課長からも少し説明がございましたけれども、心の教育センターでの相談を受けたいけれども遠方のために相談を受けられないといったケースが見られます。今後、このような地理的な不便さを克服するために、相談支援の機能を持ったサテライトセンターを東部及び西部に設置することの検討を進めまして、チーム支援・切れ目のない支援の強化を図っていきたいと考えております。

一番右の自立支援のところに記載をしておりますが、多様な教育機会の確保、こちらのほうをご覧ください。今回この取組や施策を整理するに当たって、個々の児童生徒の状況に応じた自立支援は、これまで取組が弱かったというふうに考えております。今後、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保について、さらなる強化が必要になるというふうに考えております。例えば、学校への復帰が難しい、又は時間を要する児童生徒に対しては、教育支援センターの機能強化を図り、アウトリーチ型配置スクールカウンセラーの活用やICTを活用した学習支援を進めていきたいというふうに考えております。また、学校復帰が好ましい選択肢ではないという状況にある児童生徒には、夜間中学における受入れやフリースクールとの関係構築など、学校以外の多様な学習環境の確保について検討を進めまして、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を強化していきたいと考えております。

以上、説明した取組をはじめ、この6つの取組の方向性を着実に実行し、不登校の未然防止となる魅力ある学校づくりを今後も推進するとともに、不登校児童生徒への適切な支援を行うための社会的自立に向けた学校以外の学びの場の充実に取り組んでいきたいと考えております。

資料につきましては、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。それでは協議に移らせていただきたいと思います。

これまでの事務局からの説明などを踏まえましてご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(木村委員)

この不登校の資料については、本当によくまとめていただいているなというふうに感心をしました。その中で特に新たな不登校を作らないという視点が本当に大事だなと私も感じておまして、この統合型校務支援システムを活用するという考え方は本当にいいなと思います。栃木県のどこかの市だったんですけど、教育委員会の指導の下で学校が、1日休んだら電話を入れる、2日休んだら家庭訪問をするというようなことをルール化して不登校の問題に取り組んでいるという話を先日聞いたんですが、そこまでしたらいいという意味ではなくて、チーム学校が不登校を絶対に起こさないんだという強い意識を持つことと、その意識を学校全体、先生、皆さん方ではっきりと共有するというのがいかに大事なのかということをお願いして、その栃木県の例を出したんですが、正にそこら辺がないと、多分、新しい不登校は防ぐことはできないのではないかと思いますので、ぜひそこら辺に強い力を注いでいただきたいなと思います。

それと1点だけちょっと気になったのは、学校に行きたくないということをまとめていただけていますが、この中に家庭や本人も気付いていない、例えば病気のようなもの、発達障害であったり、家庭でも気付かれてなくて、なぜそういうふうにも子どもたちになるのか、本人も家庭も理解ができてないというような問題が多分あるかと思います。これは医療機関であるとか、そういったところとの連携でありますとか、そういったことも視野に入れておかないと、多分誰も理由が分からないということでおざなりになってしまうというケースがないように、というふうな気がいたしました。

以上です。

(司会)

はい、ありがとうございました。

事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。先ほど、まず新規の不登校を生じさせない学校づくりということで、チーム学校という話もいただきました。実は、真ん中の初期対応のところの、心の教育センターの下のところの学校全体の指導体制の充実という部分がございますけれども、個に応じた継続的な支援のところの3つ目のところに「不登校の予防・対応のために」の改訂と活用というものがございます。実はこれは私どもで作成をして、各学校のほうに配布をしておるものですが、この中にも休みがちなお子さんに対しての早めの対応ということで、家庭訪問する、電話をするというようなこともここで徹底を図っておるところでございます、これもさらに今後徹底をしてまいりたいと思っております。

それと、2つ目の件につきましては、本当に子どもさん自身も親御さんも、なぜ学校に行けないのかが分からない。そういったケースがあるのも事実でございます、それが背景・要因といたしまして、その発達上の問題であったりということもございまして、それから思春期を迎えたときに、どうしても力が学校に向かわない、気持ちが向かわないといったようなお子さんもいらっしゃいますので、様々なお子さんに対して適切に対応できるような形で支援ができたかなというふうに思っております。

ありがとうございます。

(司会)

はい。他にいかがでしょうか。

(中橋委員)

私も不登校対策の件なんですけれども、一つちょっと本当に基本的な質問で恐縮なんですけれども、不登校対策の対策を立てるということは、何か目標、目的があつてということだと思っておりますけれども、不登校対策の直接的な目的、目標というのは何ということになるのでしょうか。

(事務局)

平成28年度に教育機会確保法ができて、不登校に対する考え方というものがかなり整理をされるようになりました。一つは当然その学校に来れるお子さんにつきましては、学校に来て勉強するというのが基本的には一番いいことなんだろうというふうに思います。しかし、やはりその状況が非常に苦痛に感じたり、あるいはなかなかどうしても一歩踏み出せないというお子様については、学校以外の環境というものもしっかり整えた上で、学習支援あるいは社会性の育成、そういったものができる環境を作っていくという、この2本立てだと思っておりますので、そのお子さんお子さんの状況に応じて適切に支援を行っていくということだと思っております。

(中橋委員)

どうしても不登校対策という言葉で聞くと、「学校に出ましょう」という、何かメッセージのほうが大きく伝わってくる感じがするところがあるので、やはりその2本立てということをもう少しアピールというんですか、一つだけじゃないんだよ、学校に出てくることだけが選択肢じゃないんだよ、ということのメッセージももう少し発したほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、もう1点なんですけど、先ほどの話とかぶるところもあるかと思うんですけども、やはり一人の不登校が出てしまうと、その教室で一人不登校が出ると、その担任なり持ってる先生というのは、やっぱり相当な肉体的、精神的負担を感じるのではないかなと思います。家庭でも本当に何でだろうというすごく負担を感じる場所があって、取組の方向性の一番下の⑥に不登校生徒を抱える家庭への支援というのがありますけれども、これ本当に大事なところかなと思いますし、あと不登校の子を抱えてしまった教員というものも、チーム学校という話がありましたけれども、その教員のフォロー、家庭のフォローをしっかりとやっていってほしいなと感じます。

すいません。ちょっと感想みたいになりましたけれど、以上です。

(司会)

事務局どうぞ。

(事務局)

ありがとうございます。正に今進めようとしております校務支援システムにいたしましても、それから校内支援会にいたしましても、やはりその学級担任が抱え込まないというものを作りたいというところから、これを進めていくと。つまり組織で考えて組織で解決をしていこうということを目指しておりますし、それから当然、学校だけでは対応が難しいというケースもたくさんございます。その際に、やはりこれは当然、外部機関の協力も借りなければいけないという判断を組織でやっていくということが大事でございまして、それも常に外部との連携ということも図りながら、子どもに応じた支援ができる形、そういったものを実現していきたいと考えております。

(司会)

はい。他にいかがでしょうか。知事お願いします。

(尾崎知事)

今、中橋委員が言われたその不登校対策の目的というのは非常に重要な話で、単純に不登校の比率を全国平均並みにするというじゃないですよ、というご指摘だと思います。当然そういう単純な話ではなくて、この左側に不登校の要因と傾向という形で、その



要因別に対応することが必要だということを明示させていただいているわけではありますが、問題は元の学校に復帰するにせよ、夜間中学など他のシステムに乗っていくこととするにせよ、若しくはご自宅においでになるということにするにせよ、いずれにしても何らかの形でその方にとって一番最適な形でもって教育が施されるようにしていくという環境をいかに確保するか、そこが目的だと思います。だから、そこが全くノーケアになってしまっているという状態をいかに解消するかということが非常に重要だと思います。それをしていけば、自ずと、例えば不登校の出現率といいますか、その不登校の現段階におけるストックベースでの出現率も落ちていくということに、結果としてなってくるだろうと思います。

だから、そういう意味で多様な道を確保するということも大事。すなわちこの資料の3ですと、左上に一つ早期発見のために統合型校務支援システムも活用しようという方向性が明確に出されてると思いますが、もう一つ、やはりこの右側にあります自立支援の強化、これが単に強化というか、いわゆる多様性を持たせるがゆえに結果として対応力が強化した、そういう方向性も非常に重要だと思います。正にそういうことを意図しておられるんだろうと思いますが、夜間中学校とかフリースクール等、民間施設とかが書かれていますし、心の教育センターが東部・中部にサテライト機能を持ったりすると、そこに登校するということもあるでしょうし、多分、学校の中でも教室には行けなくても、例えばまずは保健室に来ていただくとかといったやり方もあるかもしれません。ぜひこの一番右側の多様な教育機会の確保と書かれてるこの多様性について、より多様な選択肢について検討を深めていただければ有り難いと思いますし、ぜひその過程において専門家のご意見を聴いていただければ有り難いと思います。

(司会)

はい、平田委員お願いします。

(平田委員)

私のほうから資料2-2につきまして、ちょっと私の感想なりお話をしたいというふうに思っております。本当にここ数年で本県の教育が良い方向に変わってるという感じを、いろいろ事務局からご説明を受けるたびに思っております。知事さんのご挨拶とか教育委員さんからもいろいろご意見がございましたけど、本県の教育を「知・徳・体」で捉えるならば、「知・体」については、本当に改善傾向にあると思います。特に私、小学校の学力状況については、すばらしい結果を出していると、関係者の取組を高く評価したいというふうに思っております。残念ながら「徳」の分野では、暴力問題や不登校問題、中途退学なんかは改善傾向とは言えない、発生率なんかも全国水準を大きく上回っているように私は思っております。ただ、子どもの変化という点では、この資料にも載っておりますけど、5ページで自分の良いところがあるとか、将来の夢や目標を持っているとか、学校の決まり

を守っているというような点、自分が良いところがあるとか、夢や目標を持っているというのが、日本全体の若者も世界的には低いと私は見ておりますけど、高知県の子どもたちが全国平均より高くなって、より良い意識を持っているというのが様々な教育改革の取組の成果だと思っております。逆の見方をするならば、本県の児童生徒は、自分の長所や志、倫理観が全国水準より高い。その辺りが本県の「徳」をどうしていくかという切り口にもなるのではないかなというふうに思っています。

過去にもお話したことがありますけど、やはりもう1点は、県民の教育風土を作っていくということが大変重要ではないかと思っております。本県の教育の質を一層高めていくには学校教育の充実はもちろんですけど、教育風土を作るという点では、学校、家庭、地域と一体となって子どもを育てるということで、26ページ、28ページの資料を見させていただきましても、高知県版地域学校協働本部を設置したという率も高まっておりますし、そこをぜひ維持して郷土へ愛着と誇りを持って、「知・徳・体」のバランスのとれた子どもを作るという教育風土を作っただけならと思います。資料につきましても、左ページには経年変化をグラフ化するし、右側には取組評価もまとめられ、次期の教育大綱への方向性も示されており、大変見やすく資料を読ませていただいたというのが私の実感でございます。

そこで、いろいろご意見が出ております不登校についてですけど、私も一つには恐らく不登校の対策は変化の激しい子育て環境の中で、今後の学校教育の中で大きな課題になっていくだろうと思っております。この問題は、特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではない、どの子どもにも起こり得ることだと私は思っております。特にこうした中では、教育関係者は、不登校対策についての意識の啓発だとか理解が強く求められているというふうに思います。それで資料3につきまして私を感じたことでありますけど、学校教育を中心として未然防止から初期対応、自立支援を柱として具体を示されており、大変分かりやすくまとめているなど感じております。ただ、例えばですけど、第一に書かれております魅力ある学校づくり、これは全ての基本だと思います。実際に安心安全な学校とはどうすれば良いのか。具体化に向けて今以上に校内協議などを深めるとか、県教委等の指導は必要だと思います。ここに書かれた内容を具現化するための取組をぜひ教育委員会としても取り組んでいただきたいというふうに思いました。

もう1点、不登校問題というのは、今議論がありましたけど、第一には、やはり未然防止に取り組むというのは大前提だと思っております。しかし、現実に不登校生のいる状況の中で資料3に示されていますように、知事さんからもお話もございましたけど、多様な教育機会の確保が重要な施策であると思っております。本人の進路や社会的自立に向けた取組を関係機関とうまく接続していく取組が必要だと思っております。データ的に見ましたら、小・中学生は比較的うまく、次の、いわゆる教育について接続がなされているようなデータは出てると思っておりますけど、高等学校は40%ぐらいが、中途退学者はうまくつながっていないというデータが出ております。私も教員として勤務した中で接続の一例ですけど、

高等学校についてですけど、高等学校課と生涯学習課が連携をして、保護者と本人の了解の下、中途退学者を若者サポートステーションにつないでいると思います。十数年前は、個人情報を外へ漏らすということは抵抗感がありましたけど、今やこういう取組も必要だと思います。現在も行われているとは思いますが、はばたけネットというシステム、いわゆる高校中退者をサポートステーションにつないでいると思いますね。やはり中途退学者への就学・就労という点ではここにはあまり表れておりませんが、これは大変すばらしい取組だと思いますし、ぜひ、小・中学生にも教育支援センターのほうで取組はされるとは思いますけど、不登校になった子どもたちをいかに自立に向けて支援していくかということも、今後重要な施策ではないかと思います。第一には未然防止のために学校としてどう取り組むかということが重要だと思いますけど、資料を見ながら幾つかそんな点も考えました。

以上でございます。

(司会)

全般的にコメントいただきましたが、事務局の方はよろしいですか。はい、永野委員お願いします。

(永野委員)

資料3のほうでご説明をしていただきましたけど、もう少し具体をお伺いしたいんですけど。例えば、NEWとある夜間中学校、あるいはフリースクールその他というのがありますけども、これはフリースクールの中で、今現在のどの程度の子どもたちが所属しているとか通っているというか、そういうデータはありますか。

(事務局)

すみません。高知県でフリースクールと位置付く機関というのは1つだけでございます。これにつきましても、まだ十分な連携というところまで至っておりませんで、これを今後しっかり強化をしていきたいということでございます。実態については、まだ十分把握ができておりません。

(永野委員)

はい、ありがとうございます。

それと夜間中学校の設置については、順次県内回られて、ご説明もなされてるということなんですけれども、この学び直しの中での形式卒業者の受入れ、あるいは自主夜間中学の開設支援というふうにありますけど、もう少しイメージを膨らませるとどういうふうな具体的な対策をおとりになるような感じなんですか。

(教育長) まず、夜間中学というのは県立で設置しようということで、体験学校なんかも進んでおります。そうした中で体験学校に来られる方からの声は、やっぱり興味があって通いたいけども3年間毎日通い続けることはできない。やっぱり好きな科目を、というようなこともあるということで、今、外国人の方々への対応など、幅広くやっていると夜間中学の設置だけではどうも十分じゃない。そうすると、例えば岡山県なんか非常に全国的に評判になってるのが、現職の教員の方なんか100人ぐらい集まって、月に2回ぐらいなんですけれども、自由に本当にフリースクール、夜間中学みたいなことやって日本語を学んだり、それと自分の勉強したいことを学んだりということをやっておる。だからイメージ的には、ひょっとしたら、子ども食堂のフリースクール版みたいなものが県内各地にできるような、そういったことを促す。そういったことと県立の夜間中学を作る。そういった組合せによって、やっぱり3年間毎日来られる方、それから必要な部分を必要なきに学びたいというような方、そういったニーズにも応えていくようなことが必要になってくるんじゃないかと今考えております。そういう研究を進めておりますので、そういったところで、自主夜間中学の開設支援みたいなものによって、特に今後、外国人労働者ということで外国人の方々も県内に増えてきますので、そういったことも一つにらみながら、そういったものが制度としてできないかなということも検討しているといった状況になります。

(永野委員)

よく分かりました。この自主夜間中学も高知市に1つありますけれども、そういった不登校対策だけでなく、全般的なそういうフォローができるような対策が県内で広くできていけばいいという事務局のお考えだと思います。そういう意味でよく理解できました。

ということは、夜間中学も、まず設置をお考えになってたわけですがけれども、ニーズ調査をしていく、あるいは県民の意向を聞いていくと、バリエーションをもう少し広げないとニーズに対応できないというところに今来てるという理解でよろしいですね。

(教育長)

様々なニーズがあるということが分かります。ずっと私どもが言ってる県立の夜間中学というのは、やっぱり毎日、3年間通っていただいて中学の課程を卒業するというようになってきます。毎日来るという方々だけじゃなく、そのほかにも多様なニーズも出てきたので、それはやっぱり何らかの対応で幅広く対応していく方向を考えないといけないのかなというようなことで、研究をしている。

(永野委員)

ありがとうございます。

高知県の若者サポートステーションの取組については、非常に充実しているのではない

かと思えます。歴史もあるし。こういったものと、ここには枠の外なんですけれども、連携を取れるというふうなことも少し考えてみていただきたいなど。プログラム上、時間的にはなかなか無理かもしれませんが、そういった困り感のあるお子さんたちが、自分のいわゆる困り感に応じたチョイスができるというか、そういうシステムができれば、理想ですけれども、もっと子どもたちが学校以外に自分が行きたい場所を見付けられると思えます。

それと左隣の、これも NEW なんですけども、西部や東部への心の教育センターのサテライトというふうにもお考えになってるようですけども、これについてももう少し具体的にどんな感じなのかなというのを伺いたい。

(事務局)

ありがとうございます。

サテライトセンターというふうにお示しをしておりますが、今、どういう形が一番いいのかということについて検討をしております。実際にサテライトセンターとするのか、あるいはサテライトセンター的なものがあるのか、あるいは各市町村の教育支援センターにアウトリーチ型のスクールカウンセラーを配置しているので、そのアウトリーチ型のスクールカウンセラーをさらに有効活用できないかとか、いろんな角度から今現在検討をしております。いずれにいたしましても、やはり先ほど説明いたしましたとおり、どうしても中央部が優先的で、東部、西部というのが支援が薄くなってしまふ。そこを何らかの形で来年度から支援をしていきたいということで、いろんな可能性を今現在検討しているところでございます。

(永野委員)

ありがとうございました。私からもう1点だけ意見を言わせていただきたいと思えます。

ちょっと資料から外れるかもしれませんが、今現場の先生たちの話を聞きますと、やっぱり忙しいと言います。それは、僕からすれば、その忙しさもよく分かりますけども、既存の今の学校の組織、あるいはシステムの中でやっぱり忙しいと言っています。ですからもう少し、幅広く経営を捉え直さないとその忙しさからは脱却できないと思っています。そこで後輩の校長先生方にも生意気なことを言ってるんですけども、よりその地域をいかす、地域資源や地域人材を生かす学校コーディネートをしないと、忙しさは、やはり忙しいだけで終わっていくような経営に陥るのではないかと。ですから、せつかく地域学校協働本部、県版、あるいはコミュニティ・スクール、これはもう法制度の中で実際に実施しなくてはいけない、目の前に迫ってるわけですから、もう少し前開きをして、現実には、本当に地域の素材をいかした学校経営に移行していくべきだというふうな、生意気に後輩と話すんですけども、そういった意味で、もっと強力にこういったシステムに移行するような促し方はないものだろうか、私は思ってるんですけども、その辺り、どういうふうな

お考えで進められるのかということをお伺いしたいんですけど。

(司会)

いかがでしょうか。

(教育長)

先ほど管谷課長からの説明の中にもありましたけど、働き方改革の進め方っていうのは、やっぱり組織マネジメント力と、業務の効率化・省力化、それから外部の専門家の活用という、この三本柱で、ということになってきますので、やっぱり外部の協働本部とかいった地域、また外部の力をうまく活用するというふうにしても、組織マネジメント力が関わってきますが、その校長、管理職の組織マネジメント力をしっかりと発揮していただく中で、先ほど言われた地域の方々をしっかりと巻き込んで一緒に活動しながら、教員自体の本来やるべきところに集中をしていく、そういった取組を進めていく必要があると思います。あわせて、やはり可能な限り省力化であったり、業務の削減とか進めながら全体で3つの方向性の中で、しっかり働き方改革を進めていくということでやっていきたいと思っています。

(永野委員)

教員は真面目なゆえに、不登校も自分のところの学校で全部とは言いませんけども、解決しなくてはいけないと強く思っていると思うんですね。でも、不登校一つとっても学校だけでは本当に解決・改善していくというのは、非常に厳しいと思うんですね。

だからこそ、地域の資源を活用する方向に、早く学校経営自体を方向転換しなくては、このままでは本当に学校は大丈夫かなと思います。働き方改革も含めて、次の第3回の会議での話し合いになると思うんですけども、やっぱり次、私たちが求める学校運営とか、高知県の学校の在り方というのをもう少し掘り下げて議論をできたらいいのかなと思っています。

以上です。

(教育長)

不登校に限らず、全てのところで、まだ課題が多様化しておりますので、どうしても専門家、外部の方々の力をしっかりと借りて、それを教員や学校がうまく活用しながらということになります。医療であったり福祉であったり、それからスクールカウンセラーであったりソーシャルワーカーであったり、様々な専門家の力を総動員しながらチームで取り組んでいくことは非常に大事になってきますので、全ての取り組みでそういったチームとして、そして外部の方々しっかりと連携して、漏れの無い、抜かりのない支援が子どもたちにいくような、それが本当にこれからの学校経営の基本だと思っていますので、そう

いった形の中で全ての事業を進めていこうと思っております。

(司会)

では、次の(4)「次期教育大綱の方向性(案)について」事務局から説明をよろしくお願いたします。

(事務局)

それでは資料の4-1と4-2に基づいてご説明させていただきます。まず、資料の4-1でございますが、次期大綱の策定に向けまして、今回先ほど来ご説明させていただきましたこれまでの取組の成果・分析、かなり進捗はしておりますけれども、改めて次期大綱に向けて目的とするところは何なのか、そしてそのためには、どういう子どもたちの成長が必要なのか、そしてそれを実現するための教育環境はどういったものなのか、そういったことの方を整理するための資料としてこの資料の4-1をご用意させていただきました。

まず、この人材の創出の部分にあります、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」、これは第1期でも目的としております基本理念でございますが、これにつきましては、これから社会の変化が激しく、デジタル化といった波が来る中であっても、この理念については、こうした理念の下で人材育成が必要であるという考えの下で、この人材を創出していくためにはどのような成長が必要なのかということで、1段下の「子どもの成長等」というところに整理をしております。知・徳・体のそれぞれの分野につきまして、「知」の分野については、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力、知識・技能、そしてこれらを新しい時代においては、これらの力というのを一つ踏み込んで具体化をしますと、例えば「基礎的な読解力・数学的思考力・情報活用能力」といった基盤となる力の上に、「地域を知り、地域の価値を創造する力」や、「変化に対応し新しい社会を牽引するための基盤となる力」、こういったものがこの「知」の分野として求められるのではないかと。また、「徳」の分野としましては、この自己肯定感や規範意識の醸成、他者と協働する力の育成、さらには「体」の分野としまして、基本的な生活習慣の定着、健やかな体の育成。こういったような知・徳・体の調和のとれた生きる力、こういったことを育むことによりまして、この目的とする人材の創出につながるんじゃないかという形で整理をしております。

また、これらの子どもの成長につながるための教育の条件、望ましい教育環境といったものがどういうものなのかと整理しましたときに、この5つに、就学前教育の充実を加えまして、6つの観点からまとめております。①としましては、組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、教育の質を高めるチームとしての学校体制が確立されていること。②としまして、貧困や不登校、学力の未定着等、多様な課題を抱え厳しい環境にある子どもた

ちへの支援体制が構築されていること。③としまして、AI人材等の需要への対応や新技術の教育への活用等、デジタル化社会に向けた教育の革新が実現されていること。④としまして、学校・家庭・地域など、社会全体で子どもを育むための連携・協働体制が構築されていること。⑤として、生涯にわたり新たな力を得るための学びの機会と安全・安心に学ぶことのできる環境が確保されていること。こうした5つに就学前教育の充実を加えまして、これらがそれぞれが連携し協働的に体制が構築されていることによって、この子どもの成長等につながっていくのではないかというような概念図を整理しているところでございます。

そして、これを踏まえまして、資料の4-2をご覧くださいと思います。この資料の4-2につきましては、この次期教育大綱の方向性ということで、案としてお示しをさせていただいているところでございます。これまでの取組の分析・評価については、資料の2-2でご説明させていただいているとおりでございますが、このようにそれぞれの分野で着実に成果が上がっているものの、今後この新しい時代に向けて、この望ましい教育環境を構築していくためには、特に以下の項目について重点的に取組を進めていくことが必要ではないかとしております。

まず、1つ目のチームとしての学校体制の確立に向けまして、先ほど2-2のほうでもお示しをさせていただきましたように、これまでの成果としても、タテ持ち・教科間連携等による授業改善、マネジメント力の向上、また、校内支援会の実施ですとか、学校経営アドバイザー等の指導によるPDCAサイクルの構築といったものが進んでまいりました。こうしたものを踏まえまして、望ましい環境を構築していくための今後の方向性としては、組織として協働的に学び合い、教育の質を高めていくための取組が就学前から高等学校段階までの全ての学校において、自律的・継続的に実施されるとともに、PDCAサイクルの徹底による授業改善、校種間の連携強化、新学習指導要領や働き方改革等の動向も踏まえた、新しい時代に対応したチーム学校を推進するといったような方向性が必要ではないかとしております。

②としまして、貧困や不登校、学力の未定着等、多様な課題を抱え厳しい環境にある子どもたちへの支援体制が構築されていることの実現に向けまして、これまでの取組としまして、就学前につきましては、親育ち支援担当者の配置、民生委員等の連携が進むとともに、就学後につきましても、放課後等の学びの場の充実ですとか、地域全体で子どもを見守る体制の整備、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携、特別な支援を要する児童生徒への個別の指導計画の活用等に進捗が見られたところでございますが、さらにここに加えて、今後の方向性として、親育ち支援や多機能型保育の拡充等を図るとともに、不登校の未然防止のための取組強化、優良事例の横展開、特別な支援を要する児童生徒への組織的な支援体制の充実等により、厳しい環境にある子どもたちへの支援を充実する。こうした方向性が必要ではないかとしております。

ページをおめくりいただきまして、③のAI人材等の需要への対応。またデジタル社会に



向けた教育の革新、これが実現されていること、この分野につきましては、今後 Society5.0 の到来により、求められる力、教育の在り方も変化することなどが予測されており、知事にもご参画いただいております政府の実行会議においても、「技術の進展等に応じた教育の革新」が提言されているというところがございます。そうした動向も踏まえて、高知の子どもたちが Society5.0 をたくましく生きていくために、この分野につきましては、一定取組も進めてきたところでありまして、抜本的な強化が必要ではないかと。そのためには、以下のような方向性で技術の進展に応じた教育の革新を図っていくことが必要ではないかとしております。まずアとしまして、急速に進むデジタル化社会に対応し、学んだ知識を活用して新たな価値を創造できる人材の育成として、例えば、プログラミング教育や理数系科目の教育を充実することですとか、大学と高等学校の連携による AI やデータサイエンス分野における高度な人材育成プログラムの構築。また、イとしまして ICT や AI の活用による高度な学習内容の提供を通じて個々の強みを伸ばすこと。また、基礎学力の定着や弱みなどにもきめ細かく対応する「個別指導」の実現。具体的には、遠隔教育システムによる進学指導や複式学級への展開、通級による指導への活用。また、校務支援システムを活用して学習履歴を蓄積し、学習履歴に基づく習熟度に応じた学習内容の展開をすることなど想定しているところがございます。

最後のページでございますが、④の学校・家庭・地域など、社会全体で子どもを育むための連携・協働体制が構築されていること。こうした望ましい教育環境の構築に向けましては、これまでも地域学校協働本部やコミュニティ・スクール、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置が着実に進み、社会総がかりでの子どもの見守り体制が構築されつつあるというところがございますが、今後の方向性として、この「高知県版地域学校協働本部」の設置促進ですとか、コミュニティ・スクールと地域協働活動の一体的な推進、地域協働学習の推進、社会教育の活性化による学校外における活動の充実、多様な主体との連携による家庭の教育力の向上を進めるなど、学校・家庭・地域の連携・協働をさらに推進することが必要ではないかとしております。

また⑤としまして、生涯にわたり新たな力を得るための学びの機会と安全・安心に学ぶことのできる環境が確保されていること。こうした実現に向けまして、これまでの成果としては、防災教育の充実、学校施設の整備等も進捗してまいりました。また、オーテピア高知図書館の開館等、生涯にわたり学び続けられる環境が構築されつつあるというところまできておりますが、今後の方向性として、引き続き防災教育の充実に努めるとともに、非構造部材の耐震対策など、残された課題への対応を徹底する。また、新しい時代の学びを支えるための ICT 環境の整備を進めること、さらに生涯にわたり学び続けられるよう社会教育施設や大学・民間企業等との連携、中学校夜間学級の整備等による生涯学習機能の充実を図るなど、生涯学び続けられる安全・安心な教育基盤の確保に向けた取組を進める。こうした方向性が必要ではないかという形で、案として整理をさせていただいているところがございます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは協議に移らせていただきたいと思います。ただいまの説明などを踏まえまして、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

中橋委員お願いします。

(中橋委員)

今ご説明いただいた次期の教育大綱の方向性について、それ自体は全然問題なく、この方向でいいのではないかと思うんですけども、現在の教育大綱と比べて、4年前と比べて、今回4年前には想定されなかったような出来事が、今現在発生しているのかとか、4年前に策定した方向性がちょっと逆行しているとか(成果として)、そういったことはあるのでしょうか。

(事務局)

まず、4年前との変化ということでございますが、一番大きな要素としましては、③にありますような技術の進展への対応というところではないかと思えます。社会背景の変化としましては、これから予測困難と言われてはいますが、来たるべき Society5.0 に向けて、子どもたちに必要な能力を備えること、さらにはこの技術の進展を教育に十分にいかしていく、より良い教育環境を実現すること、こうしたことは新たな要素として挙がってきていると思っております。

また、4年前に構築しましたこの教育大綱に基づく施策としましては、さきほど来ご議論をいただいておりますように、やはり、学力に関して一定の進捗が見られているものの、知・徳・体の全ての分野について、これまでの取組をさらに強化していくことが必要でありますので、柱の1つ目の柱としてチーム学校のさらなる充実というものを掲げておりますし、ご議論をいただいておりますような不登校対策など様々な課題を抱えた生徒の支援というような、これまでの評価・分析を踏まえた形で2つ目の柱としても、厳しい環境にある子どもたちへの支援体制をこの5つの柱の中に掲げているというような、こういった考え方で構築しているところでございます。

(中橋委員)

分かりました。現在の教育大綱もすごく多方面にわたって細部まで目を向けられたもので、私自身は大きく見てうまくいっているのではないかと感じております。私の考えかもしれませんが、大綱というのは県民に対するメッセージだろうなと思っておりますので、今回そのメッセージを発するに当たっての示し方なんですけれども、さらなる充実というところはもちろん大事ではあると思うんですけども、発し方として、新たな課題というので

すかね、そういったものに対する対応、方向性というものを出し、また、もしちょっと方向性を変えなければいけないものがあるようだったら、そのメッセージをまず発した上で、あとの部分は、さらなる充実というようなところでメッセージを発する。今度の第2期の大綱の発し方として、重点項目のさらなる重点項目と、さらに今の動きを進めていきたいと思いますという（さらなる充実）2つに分けてメッセージを発したほうがいいんじゃないかなと個人的には思いますので、一つの意見として参考にしていただければと思います。

（司会）

教育長お願いします。

（教育長）

前段でも説明をしたと思いますけれども、基本的には今回の大綱、知・徳・体の分野で、それぞれ数値目標を明確にして、毎年PDCAを回しながら取り組んできたということで、成果は全体的に上がっている、だからこの方向は継続していこうというふうな中において、今、菅谷課長が言いましたようなAI、Society5.0というような新しい社会の変化に対応して、そこら辺を組み立てたということですので、また、県民の皆様方に、2期の大綱を作るときに、どういう意図が見えてるのかと分かりやすくご説明をしていかないといけないだろうと思っていますので、そういったことに気を配って、見せ方といいますか、県民の皆様に分かりやすいような形を意識して取り組んでいきたいと思っています。

（司会）

はい、他にいかがでしょうか。

平田委員お願いします。

（平田委員）

ご説明をいただきまして私の思いですけど、現教育大綱は5つの取組と思います。この資料見まして、資料4-1で就学前教育の充実ということで少し載っておりますけど、資料を見ながら、就学前教育というのが②のほうへ入ってきたかなというイメージも持っておりました。次期の教育大綱の大きい目玉というのは、③のデジタル化社会に向けた教育の革新ではないか、新しい技術とかそういうものに対応した教育に取り組むということは重要だと思っています。これからの社会を生き抜く子どもたちの成長を助けるというのが教育ですので、様々な分野でAI的なものも入ってくるという中で、どういうふうな教育内容を本県では施していくか。そのために、やはりその内容を指導できる教員をどういうふうに育成するかというのが、恐らく大きな課題につながっていくのではないかと考えております。この内容は、特別な教科ではなくて、恐らく全ての教科に関連する教育内容になっていくのではないかと考えています。世界的には、よくSTEM教育で理数教育ということを言

っております。本県でもそういう方向で教育が進んでいくと捉えまして、方向としては間違っていないのではないかと思います。

そして、資料 2-2 とも関連しますが、次期大綱については、継続すべき面は継続するという方向性も示されておりましたので、全体を見たときに、伸びてほしいデータは、この第 1 期の教育大綱では大体右肩上がりだと思っておりますし、下がってほしいデータは大体右肩下がりに下がっているというふうに私は見ております。知・徳・体の基本目標は変えず、全国で本県の教育はどのような位置にいるかということは、常に関係性はチェックをしながら、今後の方向性を見極めていかなければいけないのだと思います。基本理念も、高知県に生まれて、質の高い教育を受けて良かったと思う子どもたちを多く育てる施策を打ち出してほしいと思っております。③を新しく入れるということは、これは必然的に大変いいことだと思いますし、これに向けて教育内容と指導できる教員の養成をお願いしたいというのが私の思いでございます。

(司会)

知事をお願いします。

(尾崎知事)

教育大綱、平成 28 年に作って 4 年間取組をしてきて、資料 2-1 にも書かれているわけがありますけれど、教育大綱に至るまでがどうだったかということでありまして、平成 20 年から 23 年は緊急プランとしてスタートし、平成 24 年から 27 年は重点プランとしてより内容を充実させてきた。この歩みというのがどうだったか一言でいうと、高知県の教育の中で、長年にわたって昭和 30 年代ぐらいからずっと課題とされてきたことに、正面から取り組んできたということなんだろうと私は思っています。「教員の質が向上しなければ学力は向上しないんだ。けれど、教員の技量の向上には時間が掛かるよね、だから学力向上には時間がかかるんだよね」と言われてきたものについて、できる限り早く教員の質の向上を図ろうということを徹底しようとしてきた。それが一つ。「高知は経済が厳しいので、なかなか教育がうまくいかんですよ」と言っていた。それならば厳しい教育環境、経済環境の中でどうやって教育の充実を図るようにするかと、まずそのことに取り組んできた。ある意味、本当に積年の課題とされてきたものに正面から取り組んできたということなんだろうと思います。その観点をより徹底したのが今回の大綱で、チーム学校などを通じて、教員の中に OJT というのを取り組もうとしている。それによって根本的な、より飛躍的な質の向上が図れるようにしようとし、厳しい環境にある子どもたちへの支援ということについて、より根本的な対策を講じようとして重点化をしてきた、そういう流れにあるんだろうと思います。

申し上げたいのは、非常にそういう形において、根本的な課題に対して対処しようとするからこそ、第 1 期の教育大綱で取り組んできたその深度以上の深度で取り組むべきこととい

うのがあるのではないかと思います。例えば、教員の質の向上、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、その中身というのを盛り込んでいこうとしたとして、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで教員同士が学び合うという体制そのものをさらに内容を充実させることができないのか。例えば、3人の先生で学び合ったとして、一番力量が高い先生がある意味アッパーになるが、それにもう一工夫、二工夫加えていくことで、最もチームの中でアッパーとなっている先生でももっと深く学んで、さらなる高みを目指すことができるような環境づくりができないものだろうか。そういう形でさらなる進化は図れないのか。

さらに厳しい環境にある子どもたちへの支援という点でいけば、学びの場を作ったよとしたわけですが。学びの場を作ってくることについては、ほぼ100%達成されたんじゃないかと思いますけれども、ただその学びの場の内容について、さらに充実させることはできないか、そういうことについても、今後さらに検討をぜひ深めさせていただきたいものだと思います。非常に根本的な課題だけに、逆に言いますと、そう簡単にこれでいいというレベルに達するものではないのではないかなと思います。ぜひ、深く様々な検討をしていただきたいと思います。さらに言えば、次の大綱では、もう一段、根本的な課題とされてきた、2点についてさらに深堀りをしていくこともまた大事ではないかなと思います。私、平成19年くらいから教育の話をしたとき、もう1個言われたことがあります。高校の学力が良くないのは、中学校の学力が良くないからで、中学校の学力が良くないのは小学校の学力が良くないからで、小学校の学力が良くないのは就学前の教育が良くないからである、ということをよく言われました。でも、だから高校の学力が低くて仕方ないじゃないですかと言って終わったらいけない。だからそういう背景があったかもしれないが、高校の学力の向上、中学の学力向上、真剣に取り組んでいこうではないかということで取り組んできたのだと思います。でも、ただ、確かに就学前教育の充実の抜本強化を図るということは極めて大事なことで、これは恐らく、この児童福祉の観点も踏まえて、ここよりもう一段、骨太に対処していく、そういう余地は大きいのではないのか。ここに少し方向性は出されていると思いますけれども、これも非常に根本的な課題なんだ、その中からどこから着手してどう検討深めていくか、ぜひ検討を深めていただきたいと思います。

そして、もう1個の課題でありますけれども、子どもたちはおよそ学校というフレームワークの中に入れられて、同じ教室の中に入れられて、およそそのフレームワークの中でいろんな教育を施されることになっていく。このクラスにいる子どもたち、例えば30人、40人いたとしたら、先生方は、恐らくできる限り、個々の子どもに寄り添う努力はされるでしょうけれども、どうしても時間的、物理的制約なんかもあって、やっぱり一定平均的なところを一つのターゲットとして授業を施していったりする結果、いわゆるすごくできる子とか、これから頑張ろうという子とか、それぞれについての個別の対応ができないでいってしまうということがどうしても出てくる。これは高知だけに限らずということだと思いますが、ただ、高知の場合は実は学校の多様性が非常に大きいんですね。中山間地域が非常に多いということもあって、学校ごとの差も大きいという中において、そう

いう状況になってくる。中山間でも例えば、大いに勉強についてどんどん前にいきたいという子もいるでしょう。高知市においても、これから頑張ろうという子どももいるでしょう。それぞれの子どもがいるのですが、残念ながら、どうしてもそれを学校単位とか教室単位というフレームワークの中で一定、型をはめた対応をせざるを得ない場合もあるという中において、いかに個別の適性に合わせた形での教育というのを施せるようにするのか。知・徳・体、全部においてでありますけれど。そういう点をぜひ徹底していくということも、また根本的な課題なんだと思います。今回の資料4-2の③のところ、考えてみたらアとイは同じ③の中に入れた方がいいのか入れない方がいいのか、ちょっとよくわからないんですけど、③のアというのはプログラミングだとかこれからの時代に合わせた新しいメニューに対応しようということだと思いますけど、イのほうは、いわゆる積年の課題であった個々に合わせた教育の充実ということについて、どうやら根本的に踏み込んで対応できるようになるんじゃないかという想定があって、それに対応していこうとするものですよね。

ぜひ、就学前教育の充実だとか、より個々の子どもたちに寄り添った教育の充実だとか、そういう骨太のところの議論について、またさらに議論を深めていただければ、正に大綱の改定にふさわしいテーマではないのかなと思います。ぜひ、ご検討をこれからも続けていただければと思います。

(司会)

デジタル化の関係でどういう教育を施していくか、教員の育成が課題という委員からご指摘ありましたけど、この点は。

(教育長)

小・中・高全てにおいてデジタル化に関する教員の育成、人材の確保については非常に大きな課題だと思っております。大綱の方向性が決まって、具体の事業がぶら下がってきます。ぶら下がってくる事業の内容に基づいて、それぞれどういったところにどういう人材の配置であったり、雇用であったり、育成であったりというものが、そこで詳細がぶら下がってくると思っていますので、そこは是非やっていかないといけないだろうという認識をもって、今取組を進めていこうとしております。

(尾崎知事)

永野先生が言われたことに関わるとは思いますが、特にこの資料4-2の③のアとかは大いに外部人材を活用されたいと思います。県庁だって行政のデジタル化をやるときに全部自前主義でいくわけじゃなくて、外の人のお力を借りるし、産業振興計画だって、本当に何百人という外部の方々と一緒に計画を遂行しているわけで、特に③において、いわゆる体系的な教員育成プログラムはしっかり講じていくとしても、当面の間、まずは外部の

方々に大いにお力を貸していただいているという形にしていくことが大事でしょう。また、不登校対策などもそうなのですが、恐らく、それには非常に予算がかかるということだと思います。ぜひ、教育委員会事務局の皆様におかれては、大いに遠慮せずに予算要求をされることをお勧めしたい。そのように思います。僕も12月6日まで頑張りますけど、その後は新しい知事さんに頑張ってもらいたいと思います。また、本当にアウトソーシングすべきはすべき、外部人材を活用すべきはすべき、そのためにかかるべき予算は子どもたちにとって必要なことなので、しっかり確保するという方向でいくのが知事部局の仕事だと思います。

(司会)

他にいかがでしょうか。

以上で本日予定されております議題については全て終了いたしました。

全体を通しまして何か、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

では、本日の会議を終了させていただきます。次回の日程についてお知らせをさせていただきます。第3回の会議につきましては、次期教育大綱の骨子等について協議できればと考えております。日程については、10月25日金曜日を予定しておりますけれども、詳細は追ってご相談させていただきます。

以上をもちまして、令和元年度第2回高知県総合教育会議を閉会させていただきます。皆さんどうもありがとうございました。